

東京科学大学理学院物理学系 共用設備の利用料に関する申合せ

令和 6年 10月 10日
物理学系会議 制定

東京科学大学理学院物理学系共用設備の運用に関する利用規則（令和 6年 10月 10日 理学院物理学系会議決定。以下「規則」という。）に基づき、理学院物理学系（以下「物理学系」という。）が先端物理計測開発室において管理する共用設備の利用料について、次のとおり申し合わせる。

- 1 利用料は別表のとおりとする。ただし、消耗品について、別に費用を請求する場合がある。
- 2 利用回数や維持管理費等に大幅な変動があった場合又は理学院物理学系長が運営上必要と認めた場合は、利用料を改定できるものとする。
- 3 利用料は1年毎に集計し、利用料の支払いは法人運営費又は外部資金から、予算振替により行うものとする。
- 4 その他、利用料に係る必要な事項は、物理学系が別に定める。

附 則

この申合せは、令和 6年 10月 1日から施行する。

(別表)

工作室

利用場所	工作室
利用者の所属	本学の職員、学生および本学特別研究員、学外
利用料	本学 : 3,000 円／年 学外 : 30,000 円／1回
利用範囲	南 5 号館工作室 (B 1 1 A) 内にある共用機器と設備のうち、先端物理計測開発室が利用（貸出）を認めたもの。

南 5 号館化学処理室

利用場所	南 5 号館化学処理室 (B 0 8 A、B 0 8 B)
利用者の所属	本学の職員、学生および本学特別研究員
利用料	3,000 円／年
利用範囲	南 5 号館化学処理室 (B 0 8 A、B 0 8 B) 内にある共用機器と設備のうち、先端物理計測開発室が利用（貸出）を認めたもの。同室での物品の保管などスペースの利用を含む。ただし、ドラフトチャンバーを除く。

ドラフトチャンバー

利用場所	南 5 号館化学処理室、本館化学処理室
利用者の所属	本学の職員、学生および本学特別研究員
利用料	5,000 円／年
利用範囲	南 5 号館化学処理室と本館化学処理室にあるドラフトチャンバー。

放射線測定器

利用場所	北実験棟 7 を基本とするが、先端物理計測開発室が認めれば持ち出しも可能とする。
利用者の所属	本学の職員、学生および本学特別研究員
利用料	20,000 円／年
利用範囲	先端物理計測開発室が利用（貸出）を認めた放射線測定器。